



新経済連盟

**デジタル経済化の進展と
政策要望**

2025.2.25

強い日本復活に向けた**5**つの改革

①

税金

②

移民

③

働き方

④

地方財政

⑤

規制改革

4つのIT革命で仮想経済がより重要に

他方で、税制と規制が適応できおらず経済成長を阻害。

このままでは日本は、大規模なサーバーリソースを持つハイパースクーラーの植民地に

①

インターネット革命

世界中の情報が整理され
アクセスが可能に



②

スマートフォン革命

SNS・買い物・エンタメなど
スマホが生活の中心に



③

クラウド革命

ビジネスモデルが変化し
イノベーションが加速



④

AI革命

誰もがAIを活用することで
真の社会変革へ



実物経済

仮想経済

金融経済

Blockchain

NFT

AI

Big Data

Cloud

VR/AR

仮想ネットワーク・大規模データセンター

デジタル赤字と国富流出

□ IT輸入が増え、デジタル収支の赤字が10年間で3倍以上になるなど深刻化し、円安基調の一因に。日本においてGAFA等の税の申告漏れが指摘されるなど、日本の国富流出の可能性も指摘される。

国内 モバイルコンテンツ市場

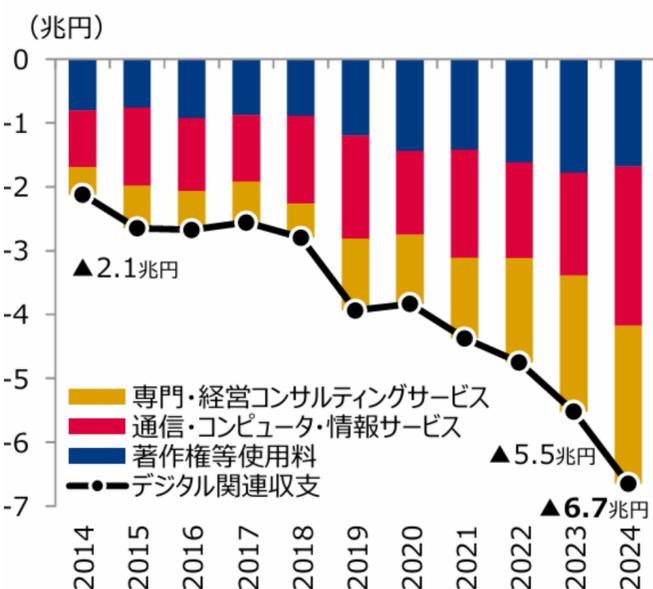
(単位：億円)

	2020年	2021年	2022年	対前年比	2023年	対前年比
ゲーム・ソーシャルゲーム等市場 *1	15,288	15,973	14,542	91%	14,532	100%
動画・エンタテインメント市場 *2	3,430	4,147	4,697	113%	5,260	112%
電子書籍市場 *3	3,946	4,395	4,749	108%	5,046	106%
音楽コンテンツ市場 *4	1,467	1,651	1,852	112%	2,033	110%
その他	2,164	2,058	2,021	98%	2,458	122%
合計	26,295	28,224	27,861	99%	29,329	105%

✓ 2023年のモバイルコンテンツ市場は約2.9兆円
⇒8,800億円
~4,400億円程度の国際収支赤字要因

(手数料30%、15%で算出した場合)

[参考] 日本のデジタル関連収支



項目	説明
著作権等使用料	<ul style="list-style-type: none"> OSやアプリケーションのライセンス料 放映権料 等
通信・コンピュータ・情報サービス	<ul style="list-style-type: none"> クラウド ソフトウェアの委託開発 ゲーム等のサブスクリプション契約 等
専門・経営コンサルティングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトの広告スペースの取引 コンサルティングサービス

✓ 2024年のクラウドの利用料は前年比で1兆円弱の拡大 (23年▲1.6兆円→24年▲2.5兆円)
✓ デジタル収支赤字は10年間で3倍以上 (14年▲2.1兆円→24年▲6.7兆円)

日本経済新聞

記事利用について

グーグル日本法人、申告漏れ35億円 所得を海外移転

2019/1/15 11:50 (2019/1/15 17:32更新)|日本経済新聞 電子版

米グーグルの日本法人が東京国税局の税務調査を受けて2015年12月期に約35億円の申告漏れを指摘されていたことが15日、関係者の話で分かった。日本法人は事実上、広告事業を担いながら広告料は税率の低いシンガポール法人に支払われており、国税局は日本法人の税負担が軽減されていたと認定した。

申告漏れを指摘されたのは「グーグル合同会社」(東京・港)。追徴税額は過少申告加算税などを含めて約10億円とみられる。指摘は16年ごろで、同社は修正申告に応じ16年12月期についても法人所得を上乗せして申告したという。

GAFA(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン・ドット・コム)に代表される巨大IT企業を巡っては、世界中で利益を生み出し、その利益を低税率国に集める租税回避への批判が根強い。欧州を中心に課税強化の動きが活発になっている。

関係者によると、グーグル合同会社はシンガポール法人の業務を支援する形で、日本国内の広告主への営業活動を行っている。広告主からの広告料はシンガポール法人に支払われて、グーグル合同会社は経費に8%が上乗せされた金額を報酬としてシンガポール法人から受け取っていた。

東京国税局は、グーグル合同会社への報酬が広告料に連動していないと指摘。経費に上乗せする方法で報酬が低く抑えられ、所得がシンガポールに移転していたと判断したとみられる。

グーグル側は15日、「税務上のやり取りの一環で修正申告を行った。不正行為、租税回避を行ったものではなく、日本の国内の法律に沿って納税していく」などとコメントした。

出所：
 (左上) 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調査 Sensor Tower
 (左下) 「日本：デジタル関連収支(2024年) — デジタル赤字は6兆円を突破、生成AI等の活用で先行きも拡大へ」三菱総合研究所 政策・経済センター 綿谷謙吾氏
 (右) 日本経済新聞2019年1月15日「グーグル日本法人、申告漏れ35億円 所得を海外移転」

今、日本に求められているもの

デジタル経済の中でイノベーション/アントレプレナーシップ/グローバル化を徹底し、
新たな価値の創出（≠コストカット）を通じた生産性の向上により、豊かさを実現すること

様々な課題を残したままでは実現不可能

- 税金が高く国際競争を闘えない
- 規制の制約でビジネスができない
- 「採用コスト」が高く雇用できない
- 地方の創意工夫での改革が進まない
- 政府が迅速に課題に対応できない
- 再分配が効率的に進められない
- 少子化により未来の展望が描けない
- 教育で必要な能力が習得できない
- 外国人・女性が能力を発揮できない

自由で柔軟な ビジネスの創出・展開

- 高い税金を引き下げ
国際競争力を生む税制改革
- デジタル時代のビジネスを
阻害しないための規制改革
- 積極的な雇用や人材活用を
可能とする労働政策

改革促進的・効率的な 政治・行政システム

- 地方政府間の改革競争を
促す統治機構改革
- Pro-businessな行政を
実現する中央政府改革
- 「民」の力を活用した
再分配・社会政策

適材・適所・適時で 人を活かす仕組み

- デジタル経済に対応した
人材を育成する教育政策
- 海外から人材を積極的に
受け入れる移民政策
- 誰もが自ら望む仕事で
実力を発揮できる労働政策

- デジタル庁発足直後の会議で『Japan Digital Eco System』構想（詳細はAppendix 参照）を提示
- デジタル庁を司令塔として、各種の政策がすすめられているが、**上記構想で示している以下の点は、今後さらなる注力が求められる。**
 - ・ デジタル人材およびスタートアップの更なる育成強化（P.8-19）
 - ・ デジタル経済を支えるデータの利活用促進政策（P.20-27）
 - ・ アナログ原則の完全撤廃、デジタル原則の徹底（P.28-29）
 - ・ 適正な競争環境確保としての、OSやアプリストアの寡占問題に対する対応（スマホソフトウェア法の適正な運用に向けた細目に関する適切なルールメイキング）
（P.30-32）
 - ・ 越境経済の下での国内外企業間の競争の土俵を税制面と規制面でそろえる（P.33-43）
- 上記事項を含めた具体的な政策要望は次の頁以降



INDEX

- 01 デジタル人材関係
- 02 スタートアップ支援関係
- 03 偽・誤情報関係
- 04 個人情報保護法関係
- 05 AI政策関係
- 06 医薬品ネット販売規制関係
- 07 モバイル・エコシステム関係
- 08 暗号資産関係
- 09 税制改正関係
- 10 規制改革関係

01

デジタル人材関係

国内のデジタル人材の育成

国内のデジタル人材を230万人育成するという目標（※）に対し、**各種施策のKPIを定め、PDCAサイクルを回して取組みを進めていく**べき。
（※）デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

経済団体として、デジタル人材の育成は重要な課題であると捉えており、具体的には、以下の施策を実施すべきと考える。

➤ デジタル分野を学ぶことのできる環境の拡充

- AIの活用などの観点から、**情報系学部・学科以外の理系の学生をはじめ、文系の学生も含めて広くデジタル教育を行うべき**（「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」の活用）。
- デジタル人材に求められるスキルや適性は時代とともに変化するため、**既に社会人になっている人のリカレント教育も重要**。

➤ 実務家教員の大学への派遣

- 企業が有している**デジタル実務の知見を有する人材**について、**教員として大学・高専へ派遣することが活性化されるような環境を整えるべき**。
- 企業からの寄附金が損金算入されることとなったが、**リカレント教育に関する受入れ費用やPBL（Project Based Learning）の共同開発費用の税制優遇についても検討すべき**。

➤ 東京23区内に所在する大学等の学生における収容定員の抑制の撤廃

- 東京23区の大学で時限的に定員規制が設けられ、例外的に理工分野が対象外とされているが、**幅広いデジタル人材の育成の観点から、そもそもの当該定員規制を撤廃すべき**。

外国人材の積極的な活用

イノベーション促進の観点から、**国外からのデジタル人材（移民）の積極的な活用を進めるべき。**

- 経済成長に向けては、労働力の質的・量的な拡大が不可欠であるが、**日本国内からの確保のみでは限界**がある。
- こうした中、外国人がもたらす多様性はイノベーションの源泉（新結合の促進）ともなることから、**デジタル人材においても戦略的な移民受入れの拡大を検討すべき。**
- 具体的には、下記の事項に関する**国民的議論を喚起した上で、「移民基本法」という形で枠組み化**をすべき。

- 移民受け入れの意義と課題／移民受け入れの課題への対応（日本の魅力の向上を含む）に関する**基本方針の設定**
- **人口動態、経済・労働環境等を勘案の上、移民受け入れ対象の目標設定**（資格・受入対象国・受入業種別等）を行う客観的なスキーム・体制の構築
- 外国人にも開かれた社会を目指す**社会統合政策の実施**／政府による民間企業の取り組みへの**支援策の実施**
- 受入企業等を通じた**適切な在留管理**の実施（アプリの活用等）

02

スタートアップ政策関係

スタートアップ政策① 現在地の確認

スタートアップ育成5か年計画（2022年11月）の目標と現在地

スタートアップへの投資額、スタートアップ数、ユニコーン数は途上だが、ユニコーン予備軍が増加するなど兆しはあり、5か年計画の後半戦は大きくグローバルにも活躍するような成長事例を生み出せるよう、支援を加速する必要

	5か年計画の目標	2023年
スタートアップへの投資額	2027年度に10兆円規模	8139億円
スタートアップ数	10万社	2.2万社
ユニコーン数	100社	8社

ユニコーン予備軍も存在

	2021年	現在	将来目標 (※4)	(参考) 米国 2024年現在
デカコーン (100億ドル企業)	0	0	—	33 (※1)
ユニコーン (10億ドル企業)	6 (※1)	8 (※1)	100	670 (※1)
ユニコーン予備軍① (500~1,500億円企業)	—	30 (※2)	—	—
ユニコーン予備軍② (100~500億円企業)	—	275 (※3)	—	—
スタートアップ (大学発スタートアップ)	約16,000 (3,305) (※5)	約22,000 (4,288) (※5)	100,000	—

(参考)
NEXTユニコーン企業：132社選定

日本経済新聞社がKEPPLEと協力して選定。VCからの推薦をもとに、国内の有望な未上場企業の企業価値を独自に推計したもの（推計企業価値50億以上）。分野としては、IT（18）、企業向けサービス（23）、フィンテック（6）とともに、AI（14）、新素材（5）、ロボット（5）、モビリティ（5）、バイオ・医薬品（8）、ヘルスケア（14）、宇宙・ドローン（4）等の分野も入っている。

※スタートアップ育成5か年計画におけるスタートアップ数とユニコーン数は将来目標

(※1) 出典：CB INSIGHTS
 (※2) 出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ。2025/1/24時点で「調査継続中」で調達後評価額が500億円から1,500億円の企業。
 (※3) 同上、100億円から500億円の企業。 ※2とともにデータベースから最新情報を抽出した参考値であり、この数値は今後変動する可能性のあるものであることに留意。
 (※4) スタートアップ育成5か年計画における将来的な目標。 (※5) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版より

スタートアップ支援を加速させる今後の打ち手

- ① 資金調達環境の改善
 - のれんの非償却化によるM&Aの促進
 - 未上場市場の活性化
- ② ソフトウェア投資を促す制度整備
 - ソフトウェア関係の税制・会計上の見直し
 - ハイパー償却税制、研究開発も含めて赤字繰り延べ
- ③ 脱・「働かない改革」
 - 「ホワイトカラー・オプシオン」の導入
- ④アントレプレナーシップ教育の推進

スタートアップ政策③のれんの非償却化によるM&A促進

企業結合で生じたのれんは、日本基準では20年以内に定期的に償却されるが、IFRS・米国基準では減損のみのアプローチ

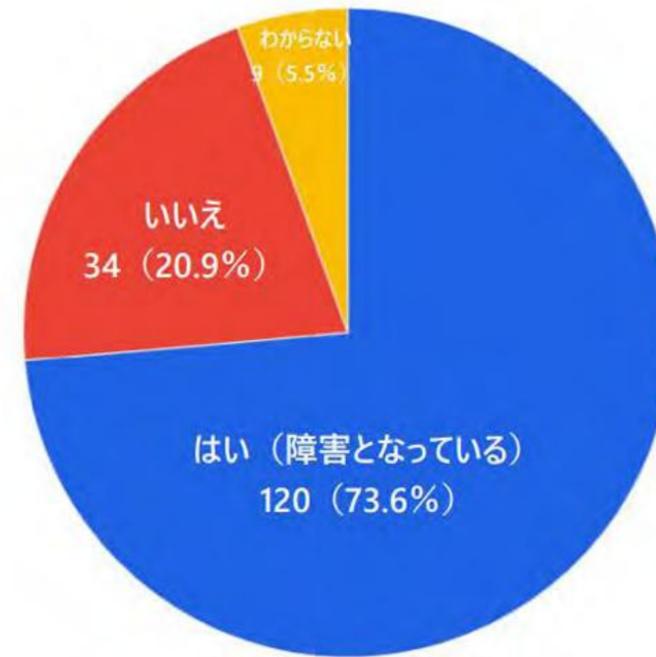
日本基準では買い手企業の営業利益を下振れさせ、M&Aを躊躇させているため、日本基準を採用するスタートアップの規模拡大の障害になっている。

IFRS・米国基準同様、日本基準ものれんの非償却化を検討すべき。

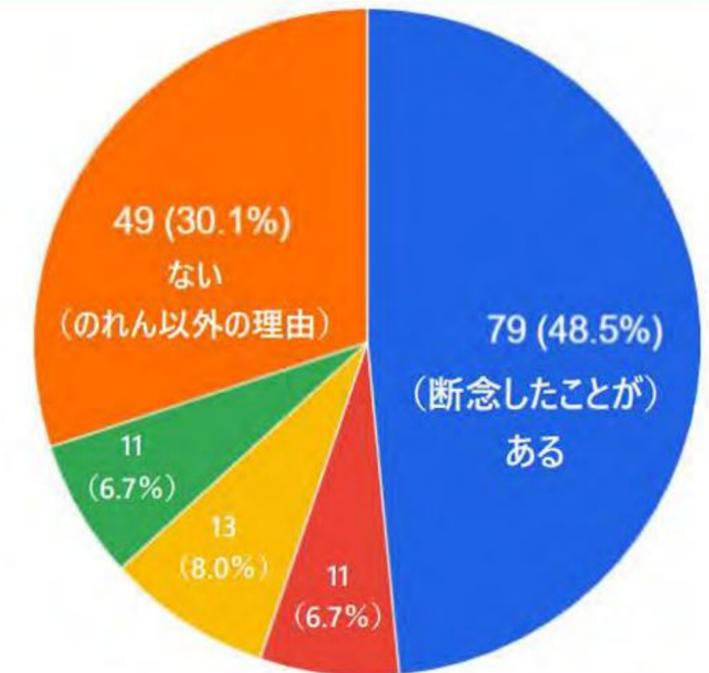
国内外の会計基準におけるのれんの扱い

- 日本の上場企業は、**日本基準、IFRS基準、米国基準のいずれかを選択可能**だが、IFRS基準等への移行は、負担も多く、準備期間も数年かかることから、中堅企業などにはハードルが高いとの指摘がある。
- また、非償却とする場合は、毎年の減損テストとセットとなるが、中堅企業にとっても体制整備とコストは大きくかかるとの指摘がある。

のれんの定期的償却は貴社でM&Aを検討する上での障害となっていますか。



買収検討時に、買収金額は許容範囲であったが、のれんが多額となり、その償却負担を考慮して実際にM&Aを断念したことはありますか。



出所 経済同友会「のれんの定期的償却に関するアンケート調査結果」（2023年7月6日） 調査対象：経済同友会会員およびスタートアップ経営者163名

（出所）内閣官房「第2回 中堅企業成長ビジョン策定に向けた作業部会 事務局資料」

項目	日本基準	IFRS	米国基準
	のれん償却	のれん非償却	のれん非償却
会計処理	規則的償却(20年以内) +減損アプローチ	減損のみアプローチ	減損のみアプローチ
減損テスト	兆候*がある場合に実施。 割引前CF総額が簿価を下回る場合に、回収可能価額を見積り減損損失を測定（2ステップアプローチ）。	毎年実施。 回収可能価額が簿価を下回る場合、減損損失を認識（1ステップアプローチ）。	毎年実施。 公正価値が簿価を下回る場合、減損損失を認識（1ステップアプローチ）。

*投資回収できない可能性を示唆する事象や状況変化（継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化など）

スタートアップ政策④ 非上場株式の発行・流通市場活性化

スタートアップへの投資額を増やすうえで、非上場株式の発行・流通市場の活性化が急務。新経連の要望を受けた規制改革実施計画を踏まえ、日証協・金融庁共催「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」で議論中。

- 発行市場：証券会社による非上場株式の勧誘
- 流通市場：PTS取引実務の課題、流通市場の円滑な取引枠組み等

【新経済連盟の非上場株式市場に関する改革提案】

(規制改革推進会議スタートアップ・投資ワーキンググループ 第7回 (2024年4月3日))

① 調達コストの合理化

有価証券届出書の壁 (1億円募集) の引上げ + 簡易開示制度の導入

② 証券会社による未上場株式の勧誘の原則禁止の撤廃

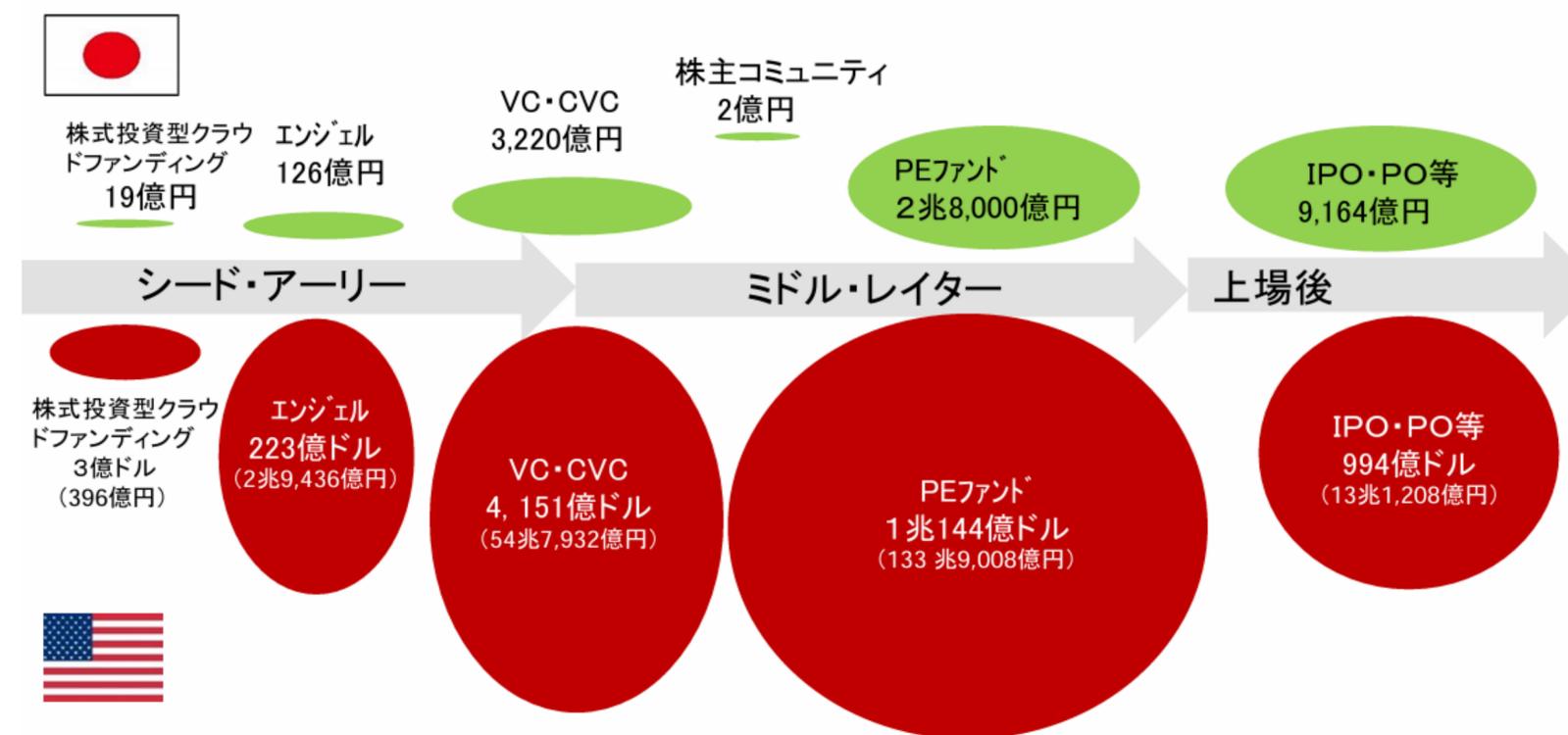
③ 株式型クラウドファンディング (ECF) の制度改革

④ 私募制度の見直しインターネット等による公平な情報発信の解禁、資金調達活動の透明化・効率化

⑤ 適格投資家の対象の拡大

⑥ オンラインマーケットプレイス整備に向けた規制改革

企業の成長ステージに応じた株式による資金調達手段・金額



注: データは比較可能な2022年の数値で原則計算 (為替レートは、1ドル132円)

(出典) 日証協・金融庁共催「スタートアップ等への成長資金供給等に関する懇談会」日証協事務局説明資料 (2025年1月30日)

スタートアップ政策⑤ソフトウェア投資を促す制度整備 1

ソフトウェアの制作目的ごとに会計・税務上の区分が存在し、「クラウド型は自社利用、ライセンス型は市場販売目的」という区分が実態にそぐわない。

▶ **ソフトウェア投資を促すよう、ソフトウェア制作費における区分を見直し、どの区分でも損金算入可能とすべき**

現行

区分	自社利用目的のソフトウェア（クラウド型）			市場販売目的のソフトウェア（ライセンス型）		リリース後のアップデート	
区分例	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーへサービス提供を行い、その対価を得るために自社で利用するソフトウェア 業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア 			<ul style="list-style-type: none"> 製品マスターを製作し、これを複製して不特定多数のユーザーに販売するパッケージソフトウェア 		<ul style="list-style-type: none"> プログラムの機能上の障害の除去 新たな機能の追加、機能向上 	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後		機能の改良・強化を行う製作活動のための費用
	つながらないことが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理	損金	資産	資産	損金	資産	資産	

提案

区分	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア（クラウド型・ライセンス型）		リリース後のアップデート	
区分例	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーへサービス提供を行い、その対価を得るために自社で利用するソフトウェア 業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア 			<ul style="list-style-type: none"> 製品マスターを製作し、これを複製して不特定多数のユーザーに販売するパッケージソフトウェア 		<ul style="list-style-type: none"> プログラムの機能上の障害の除去 新たな機能の追加、機能向上 	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後		機能の改良・強化を行う製作活動のための費用
	つながらないことが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理	損金						

スタートアップ政策⑥ソフトウェア投資を促す制度整備 2

手元のキャッシュに余裕がないスタートアップが、赤字であっても、成長に向けてソフトウェア投資を行うことができるような税制上のインセンティブを措置すべき。

▶ 投資資金を早期に損金化できるハイパー償却税制や赤字企業も税額控除のメリットを得られるよう繰越税額控除・給付付き税額控除制度の採用を検討すべき

	説明	新経済連盟の提言
ハイパー償却税制	イタリアで2019年度まで採用されていた制度で、デジタル投資（インダストリー4.0関連投資）に対して取得価額以上の減価償却を認めるもの。なお、2020年度以降は有形・無形資産に分けて投資額に応じて一定の税額控除を可能とする制度に移行している。	オンライン診療棟の医療システム、物流の基幹システム、通信分野の革新的システム等への投資について、取得価額の200%の減価償却を認めるべき。
繰越税額控除・給付付き税額控除制度	OECDのBEPSの第二の柱に関するモデルルールによれば、4年以内に税金から控除ができない場合、現金または現金同等物を還付するような制度設計（Refundable tax credit）が提案されている。	控除限度超過額の繰越を5年間認めるべき。また、赤字決算が一定期間継続した場合、試験研究費の税額控除分の現金等による還付も可能とするべき。

(出典) 新経済連盟2023年度、2025年度税制改正提言
PwC World Tax Summaries <https://taxsummaries.pwc.com/italy/corporate/deductions>

スタートアップ政策⑦アントレプレナーシップ教育の実現

教育を現代版にアップデートし、AIなどの次世代テクノロジーを活用しつつ、社会や起業でイノベーションを興す人材（デジタルイノベーター）を育成する。

1

アントレプレナー
シップ教育※2
の実現

- ✓ 次期学習指導要領への盛り込み（アントレ教育の義務教育段階からの体系化のため、授業時数確保や情報教育の時間数増、プログラム開発や評価制度の整備）
- ✓ 企業版ふるさと納税制度の改正等やアントレ教育版ALTでテクノロジー活用前提の質の高い教材や地域人材確保
- ✓ 新経連学校教育連携プロジェクトによる実践活動

2

教育DXの加速

- ✓ 上記実現のため、教育データ利活用前提の教育データの標準化・統一化・オープン化
- ✓ 教育現場での校務業務のデジタル原則の徹底
- ✓ 学校フルクラウド化を前提とした遠隔教育活用の促進と定点観測

3

教職員の
対応力向上

- ✓ 対応力向上のため教職員のリスキングの実施（アントレ教育、ICTやAIリテラシー）
- ✓ 教職員の働き方改革実現のため地方単位の学校ヘルプデスク充実や単純業務アウトソーシング

※1 3つの柱を支える土台として、公教育への投資拡大や政府支出による教育費割合の増加、 ※2 新経連が目指すアントレプレナーシップ教育のビジョンを定義

参考：アントレプレナーシップ教育の拡充によるデジタル人材育成

- ・アントレプレナーシップ教育は、現行の学習指導要領上、明確に教科や科目としては存在しない。
→総合的な学習/探究の時間、特別活動や社会科の中で取り組まれていることが多いため、「アントレプレナーシップ教育」について明記が必要。
- ・また、アントレプレナーシップ教育に必要な情報活用力やAIリテラシーを育成する時間や科目が小学校には明確に存在せず、中学校では技術・家庭に位置づけられているが、ごく限られた時間しか確保されていない。さらに、高校「情報Ⅰ」においてもAIリテラシー育成の内容は明確に設定されていない。

▶ **次世代テクノロジーの力を活用しつつ、既存のモノやコトを掛け合わせて、新しい価値を生み出すことができる基礎的な資質や能力を養うため、小・中・高と一貫した教育が可能となるよう、情報活用力やAIリテラシーを育成する教科・科目を設定すると同時に、これまでよりも授業時数を増加すべき。**

小学校及び中学校の科目と授業時数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数					35	35	
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	945	980	980	980	

(出典：文部科学省「学習指導要領」2017年)

区分	第1学年	第2学年	第3学年	
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
	道徳の授業時数	35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70	
特別活動の授業時数	35	35	35	
総授業時数	1015	1015	1015	

高校の科目と授業時数

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現 古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究 世界史探究	3	
公民	公共 倫理 政治・経済	2	○
		2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
地学基礎	2		
保健体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	
英語コミュニケーションⅡ		4	
英語コミュニケーションⅢ		4	
論理・表現Ⅰ		2	
論理・表現Ⅱ		2	
論理・表現Ⅲ		2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2~5	
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで減可

(出典：文部科学省「学習指導要領」2017年)

03

偽・誤情報関係

デジタル空間における情報流通：偽・誤情報対策

- 総務省は、**デジタル空間における情報流通の諸課題**について検討会を開催し、インターネット上の**偽・誤情報**や**デジタル広告**における**なりすまし広告・闇バイト対策**についての議論を継続
- 新経連としては、**デジタル広告関連事業などに影響がないよう注視**しつつ、総務省に対し**継続して意見を述べている**

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ（案）」への意見

- 2024年8月 新経連から、以下を中心に**パブリックコメントを提出**
 - 偽・誤情報における課題とデジタル広告における課題は一緒くたに議論すべきではなく、分けて考えるべき
 - 「デジタル広告」については、ステークホルダーが多岐にわたり影響が大きいことから、正確な実態把握・影響分析をし、真に対処が必要な課題や範囲にしぼり、より慎重な議論を改めて行うべき
 - あえてデジタル分野について言及し新たな規制等を設けるのであれば、なぜデジタル空間のみが対象なのか、デジタル空間以外における広告や情報流通との差分を確認した上で説明が必要。仮にデジタル空間の特殊性があるならばそれが何であるか、慎重に見極めたうえで議論すべき

情報流通プラットフォーム対処法の省令案・ガイドライン案への意見

- 2025年1月 新経連から、以下を中心に**パブリックコメントを提出**
 - 情報流通プラットフォーム対処法の運用においては、想定している事業者・サービスが当初の想定以上に広がることは厳に避けるべきであり、規制対象に関する要件・規定については、立法事実を照らし、慎重に議論の上、対象事業者を限定すべき
 - 本法律の運用を通じて、事業者に対する行政の指導や措置等の裁量が極めて大きくなることが懸念。事業者が策定する指針や取組内容が実施的に行政裁量によって決められ、さらには一定の取組が実質的に義務付けられ、事業者の自主的な取組を逸脱する仕組みとならないよう、極めて慎重な対応が必要
 - 「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」（総務省 令和6年1月）の内容に囚われることなく、改めて事業者側からも実務・実態を聴衆した上で、慎重に検討すべき

04

個人情報保護法關係

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて

- ▶ データの利活用は日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの1つ
- ▶ 政府全体のデータ戦略が必要（個人情報保護法をデータ戦略の一部に）
- ▶ 制度設計に当たっては民間事業者の実態の継続的な把握・考慮が必要
 - ▶ これまで提示された見直しの内容は、かなり多くの重要な論点が含まれており、特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、結論を急いで拙速に法改正することは避けるべき
 - ▶ 実態把握や影響分析、立法事実の確認をしっかりと行っただうえで、慎重に時間をかけた議論が必要
 - ▶ ステークホルダーとの継続的な議論を行っていくという方針に賛成
 - ▶ 各分野において関係する他省庁も含めて議論する必要がある
 - ▶ ビジネスやサービスの実態を踏まえて利活用と保護のバランスをとるためにも、丁寧かつ密なコミュニケーションが重要
 - ▶ 利活用を促進するための官民連携の枠組みを作り上げていくことを期待

提示されている各論点に対する意見の概要

- 特に規制強化となりうる論点については、利活用をさらに萎縮させることが無いよう、ステークホルダーとの丁寧なコミュニケーションを通じて、影響分析をしながら時間をかけて慎重な検討がなされるべきである

中間整理等で提示されている各論点への意見の概要

✓ 生体データやこどものデータ規制

→ 利活用すべき分野や実務に大きな影響を及ぼしうるため、**利用目的・取得時の状況、取得後の運用や管理、利用のされ方（アウトプット）**といった各段階において、何を問題視し、何からどのような方法で保護するのか、実態把握や影響分析しつつ慎重に

✓ 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の明確化

→ 「適正な取得」については萎縮効果のおそれがあることから具体化や類型化には慎重であるべき
また、**Cookie・電話番号等**について、**連絡可能**という理由で**個人情報と同様の規制**をすることには強く反対

✓ 課徴金制度、団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入 → 萎縮効果のおそれがあり強く反対

✓ 漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化 → 賛成

✓ 本人同意を要しないデータ利活用の範囲の拡大

→ **同意を要しない要件を見直し**、契約の履行に伴う個人情報の提供や、統計利用、犯罪・不正利用防止目的などの利活用が認められるような制度にすべき。**AIにおけるデータの利活用については、阻害するのではなく、適切な利活用が促進されるような方向での議論を**

✓ その他

→ **プロファイリング**：具体的に何が問題なのか等、実務実態を正確に把握したうえで慎重な議論を

PETs：より安全なデータ利活用促進のために官民が協力し**利用促進に向けた前向きな議論・検討を**

データポータビリティ：ニーズの有無含めて議論・検討を

これまでの議論を通じて感じた方針や認識のずれ

- 中間整理等でこれまで提示されてきた論点への意見は上述の通りである一方、経済団体も参加した課徴金制度等に関する検討会でのこれまでの議論を通じて、それぞれの立場のステークホルダーが持つ様々な疑問や、共通認識が醸成されていないと感じる部分が改めて浮き彫りになりつつあると感じる

- 適正な利活用やデータの流れを前提としたデータ政策
- データ戦略中での個人情報保護法の位置づけ
- 保護すべき「個人の権利利益」の内容やリスクファクター
- 「個人の権利利益」と比較衡量される他の利益
- 法執行における方針
- 取得から利用までの適正性を判断する視点
- 「取り扱う」とは何か
- 利用目的の通知・公表・同意の個人の意識に対する効果
etc.

例えばこういったことについても、現行法の枠組みにとらわれず、広く意見を聞き、時間をかけて自由闊達に議論する必要があるのではないか

0 5

AI政策関係

AI政策

基本的考え方

- ✓ AI開発に向けて、データ活用がしやすい日本の強みを維持していくべき
- ✓ AIを「使い倒す」ため、仕事のやり方を変えるのが苦手な日本企業の在り方を変え、利活用にあたっての不安や憂いを取り除くことが重要
- ✓ AI規制はソフトローを基本としつつ必要最小限のハードローを組み合わせ、変化の速いAIに合わせたアジャイルな政策形成が必要不可欠

AI法案に対する意見・要望

1. 社会へのAI技術の浸透が加速することを念頭に、AIの研究開発活動やAIの利活用が阻害されることがないように、法令の条文の基本理念において、**民によるイノベーションを促しながらリスクへの対応を両立していくことを明記**すべき
2. 制度全体の検討にあたっては、基本計画に沿って政府が指針を整備し、事業者に対する調査・把握を進め、必要に応じて、更なる制度の充実化等を図るといったプロセスを回すことが重要
3. 罰則はイノベーションや研究開発を阻害する可能性があるため、**一定の義務や責務で実効性を確保すべき**
4. 政府による指針の整備に関して、イノベーション活動を阻害しないようにし、産業界の実態と乖離しないようにすることが重要。**指針作成時や将来的な更新時には、産業界や経済界の意見を適切に把握し反映すべき**
5. 経済安全保障とAI競争力の観点から、今後、技術流出や知的財産権の侵害といったリスク、データ流通の在り方、市場競争の不正操作など多角的な議論がなされることを望む

06

医薬品ネット販売規制関係

風邪薬等濫用等のおそれのある医薬品販売について

制度見直しのきっかけ：若者の間で市販薬のオーバードーズ（濫用）が問題になっている

厚労省の規制案：対象商品について、**年齢確認の義務化、ネット販売をほとんど禁止し、**

対面またはビデオ通話の義務付け

※20歳未満への販売、20歳以上への大容量製品（定義未定）や複数個の販売
→大学生でも20歳未満だとネットで風邪薬等を一切買えなくなる

大容量の定義や販売に求められる要件次第で20歳以上も多くの風邪薬等をネットで買えなくなる

<対象となる医薬品>
風邪薬、咳止め、鼻炎薬、
鎮静剤、痛み止めの一部

【意見】

▶ **履歴管理をしたうえで、従来のネット販売の継続を認めるべき**

【薬機法改正案の問題点】 ※改正法案は2/12に国会提出

1. **濫用に使用される市販薬の入手経路は圧倒的に対面販売の割合が多い**にもかかわらず、**対面販売については履歴管理を求めない**まま、事実上**ネット販売はほとんど禁止してビデオ通話を必須**にしようとしている
2. このままでは、**濫用対策として実効性がない**だけでなく、地方在住者を含む適正使用者による市販薬へのアクセスが阻害されることから、目指すべき「**国民の安心・安全**」とは**真逆**の方向に向かってしまう
3. エビデンスがない(むしろ逆のエビデンスあり)にもかかわらず「対面はOK、ネットはNG」という、**デジタル原則にも反する**やりかたがまかり通ってしまう

07

モバイル・エコシステム関係

モバイル・エコシステム：スマホソフトウェア競争促進法

- 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（略称「スマホソフトウェア競争促進法」）が2024年6月12日成立。公取委は同年9月末より「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」を開催し、同法の施行に向け具体的なルールについて議論
- 新経連は、昨年12月に行われた検討会において、**現状に対する認識や法執行に当たっての留意事項についてプレゼン**

スマホソフトウェア競争促進法の概要

- 対象となる「特定ソフトウェア」：①モバイルOS ②アプリストア ③ブラウザ ④検索エンジン
- 規制対象となる事業者を特定ソフトウェアごとに指定
- 指定事業者に対する ①禁止事項 ②遵守事項 を規定 ※セキュリティ等の指定事業者による正当化事由あり
- その他、①指定事業者による報告 ②関係事業者による情報提供 ③公取委による調査や是正命令・課徴金制度等 を規定

法施行に向けたスケジュール

- 2024年12月19日：規制対象事業者の指定に係る規定の施行（各月の特定ソフトウェアの平均利用者数が4000万人以上が対象）
- 2025年6月日途：政令・規則・ガイドラインの成案の公表
- 2025年内（12月19日まで）：施行

新経連の検討会発表資料概要

- 特定ソフトウェア提供事業者の寡占状態は、アプリ事業者等に**アプリストアにおける多大な手数料負担や利用制限、OS機能へのアクセス制限等**を強いるとともに、**消費者の自由な選択をも阻害**する等、様々な弊害を生じさせている
- 検討会のとりまとめの方向性次第では、事実上現状のルールが残され、我が国における特定ソフトウェアに係る市場での公正かつ自由な競争の促進が達成されない恐れがある。**我が国におけるモバイル・エコシステムの充実及び消費者保護の観点から、正確な実態把握と法目的の実現のための議論の深化が必要**

今後のスマホソフトウェア競争促進法執行にあたっての留意事項

1. 具体的課題の解決に資する明確な下位法令およびガイドライン等とすべきであり、そのためにも、特に同法第5条～第13条の禁止行為・遵守行為を明確化することが重要
2. 規制対象事業者も、報告書において同法第5条～第13条の規制を遵守するための措置を可能な限り具体的かつ明確にするとともに、これを迅速に公表することとすべき
3. 正当化事由の内容と運用は競争政策の観点から厳密に判断すべきであり、法律で規定されているセキュリティ・プライバシー・青少年保護を対象を限定すべき
4. 正当化事由に関し、次に掲げる事項をルールとして明確にしておくべき
 - 正当化事由に関する立証責任は規制対象事業者にあり、規制対象事業者はアプリ事業者へその説明責任を果たす義務があること
 - セキュリティ・プライバシー・青少年保護を理由にする個々のケースにおいて、具体的に何が問題か、及び「他の行為によってその目的を達成することが困難である」とする具体的な理由について、明確な立証が必要（公正取引委員会にも報告）
 - 規制対象事業者が主張する正当化事由が、法律における正当化事由として認められる判断基準・判断期限
 - 規制対象事業者は、①報告書において正当化事由に該当すると考えられる具体的なケースを示すとともに、②アプリ事業者からの要請への対応期限（OSへのアクセス開放等の要請に対する回答期限等）を設定しておくこと
5. 規制対象事業者による迂回行為の禁止をガイドライン等にて明確化すべき
6. 規制対象事業者とアプリ事業者等との継続的な対話を可能とするプロセスを仕組み化すべき
7. 一方、今後も新たな問題が発生した際にも対応可能となるよう、ガイドライン等を適宜見直す等の柔軟性を有した仕組みとすべき
8. 「正当化事由」の正当性判断など確実な法執行のため、公正取引委員会の組織を強化（人員増や専門性の強化等）すべき
9. 特定ソフトウェアの提供主体は海外事業者であることから、海外事業者に対して有効な執行ができるような仕組みとすべき

08

暗号資産関係

グローバルで拡大が進む暗号資産市場において 競争力を高めるには **海外税制との乖離解消が不可欠**

拡大する市場

ビットコインの時価総額は
**2024年12月に
2兆ドルを突破**



海外の暗号資産税制との乖離

日本



総合課税

税率

最大**55%**

海外主要国



分離課税

税率

20%※

※米国（1年以上保有した場合）、イギリスの場合

09

税制改正関係

デジタル経済にふさわしい税制①

I 基本的考え方

- デジタル化の進展により、経済は**仮想経済化・越境経済化**
- 日本の国際的にも高い税率が、**高スキル人材（AI人材、その他デジタル人材）呼び込み・定着の阻害要因**になるとともに、**国内デジタル産業の発展をも阻害し、デジタル赤字の深刻化**に

むしろ税率を引き下げることで日本に「人」「知」「金」を呼び込み
日本経済活性化を促し、**税収を増やす好循環へ**

II 具体的提案項目

項目	具体的提案内容	趣旨
税率引下げ	<ul style="list-style-type: none">□ 所得税の最高税率引下げ、累進性緩和□ 金融所得課税強化に反対、二重課税である配当課税等の見直し□ 法人税の実効税率引下げ	<ul style="list-style-type: none">✓ リスクがある中で積極的にチャレンジした者やイノベータータイプな人材が真に報われる社会を実現✓ 国際競争力確保や優秀な外国人材を日本に呼び込むためには、外国の税率水準を考慮に入れるべき
地方間競争と経済成長を促す地方税制	<ul style="list-style-type: none">□ 法人税、所得税の課税権を一部地方へ委譲、地方がより自由に税目・税率を決定できるよう見直し□ ふるさと納税制度への過度の制限に反対□ 地方の法人課税において、グループ全体での損益通算を基に税額計算可能に	<ul style="list-style-type: none">✓ 現状、地方税の税目・税率は法律で定められており、財政構造が硬直化。地方政府間の改革競争を促し、頑張った地方自治体が報われる社会を実現✓ 国税の法人税にはグループ通算制度が導入されているが、地方の法人課税には導入されておらず、グループ全体の組織形態に中立的でない

デジタル経済にふさわしい税制②

項目	具体的提案内容	趣旨
<p>企業からの教育投資促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □企業の社員が大学院等で学び直しをする際の費用や大学とのPBL共同プログラムの開発費用を企業が負担した場合、その額を法人税額から控除可能に □賃上げ促進税制における教育訓練費増加要件について、企業から大学への寄付講座に要した費用も算入対象に 	<ul style="list-style-type: none"> ✓問題解決・社会実装力を兼ね備えるアントレプレナーシップを持つ人材、ハイレベルのスキルを有する人材（高度デジタル人材を含む。）の育成を進めるため、企業・社員がリカレント教育に取り組みやすくする税制が必要
<p>暗号資産税制</p>	<ul style="list-style-type: none"> □暗号資産の取引から生じる利益を申告分離課税（一律20%）の対象とし、損失は繰越控除可能に □暗号資産取引の損益課税は、保有暗号資産の法定通貨への交換時に一括で実施（暗号資産間の交換時には課税しない） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓Web3市場が急速に拡大する中、現行税制等が足かせとなり、有望なWeb3企業が国外流出。Web3企業の流出が続けば、日本がWeb3市場から取り残されるおそれ ✓スタートアップ支援を含むWeb3ビジネス振興の観点からも、トークンエコノミーの市場形成・発展を促進するための対応を急ぐべき
<p>越境経済への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> □「理論的に徴収されるはずの課税額」と「実際の課税額」の差額（タックスギャップ）を推計、要因分析し対応を検討 □BEPS2.0の完全実施に必要となる多国間条約の発効、国内法令の整備に向け、実務的課題に配慮しつつ着実に取組 □少額輸入貨物の免税を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓海外デジタルプラットフォームには合同会社形態の法人も多く、納税状況等の実態を知ることが困難。国際的にはBEPS2.0の取組が進むも完全実施には道半ば ✓海外プラットフォームを經由した低価格物販の輸入が増加。少額輸入貨物の免税（課税価格1万円以下）の活用が指摘されており、国内事業者との競争条件が整合的でない

デジタル経済にふさわしい税制③

項目	具体的提案内容	趣旨
ソフトウェア投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> □ソフトウェアの制作目的ごとに異なる会計・税務上の区分について、「クラウド型は自社利用、ライセンス型は市場販売目的」とされる分類を見直し □政策的にソフトウェア制作費の全額損金算入可能に □上記のほか、取得価額以上の減価償却を認め、投資資金を早期に損金化できる「ハイパー償却税制」の導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓現行の会計・税務上の仕組みがクラウド活用を含めたデジタル時代に対応しきれていない ✓手元キャッシュに余裕のないスタートアップの成長に向けたソフトウェア投資や革新的システム導入を促進するため、従来の税制を超える促進策を導入
研究開発税制見直し	<ul style="list-style-type: none"> □研究開発税制につき、控除限度超過額の繰越を認める。赤字決算が一定期間継続した場合、税額控除分の還付を可能に □試験研究費の人件費に係る「専ら」要件の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ✓日本が研究開発拠点として選ばれるための環境整備・インセンティブを強化 ✓研究開発の社会的必要性は企業の黒字・赤字にかかわらず不変であり、各企業が事業・財務環境によらず研究開発税制の適用を受けられる状況が必要
AI開発・利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> □AI関連の研究所等を設立した場合、試験研究費の税額控除率引上げ □生産性向上、市場創造等を目的にAIを導入した際、導入費用の一部又は全額を税額控除 □博士号等のAI人材の給与を一定期間税額控除 	<ul style="list-style-type: none"> ✓各国でAI開発・利活用が急速に進展する中、AI分野で日本が強みを発揮するため集中支援 ✓AI開発に必要な計算資源確保、高品質データの整備、人材育成等を進めるため、税制支援

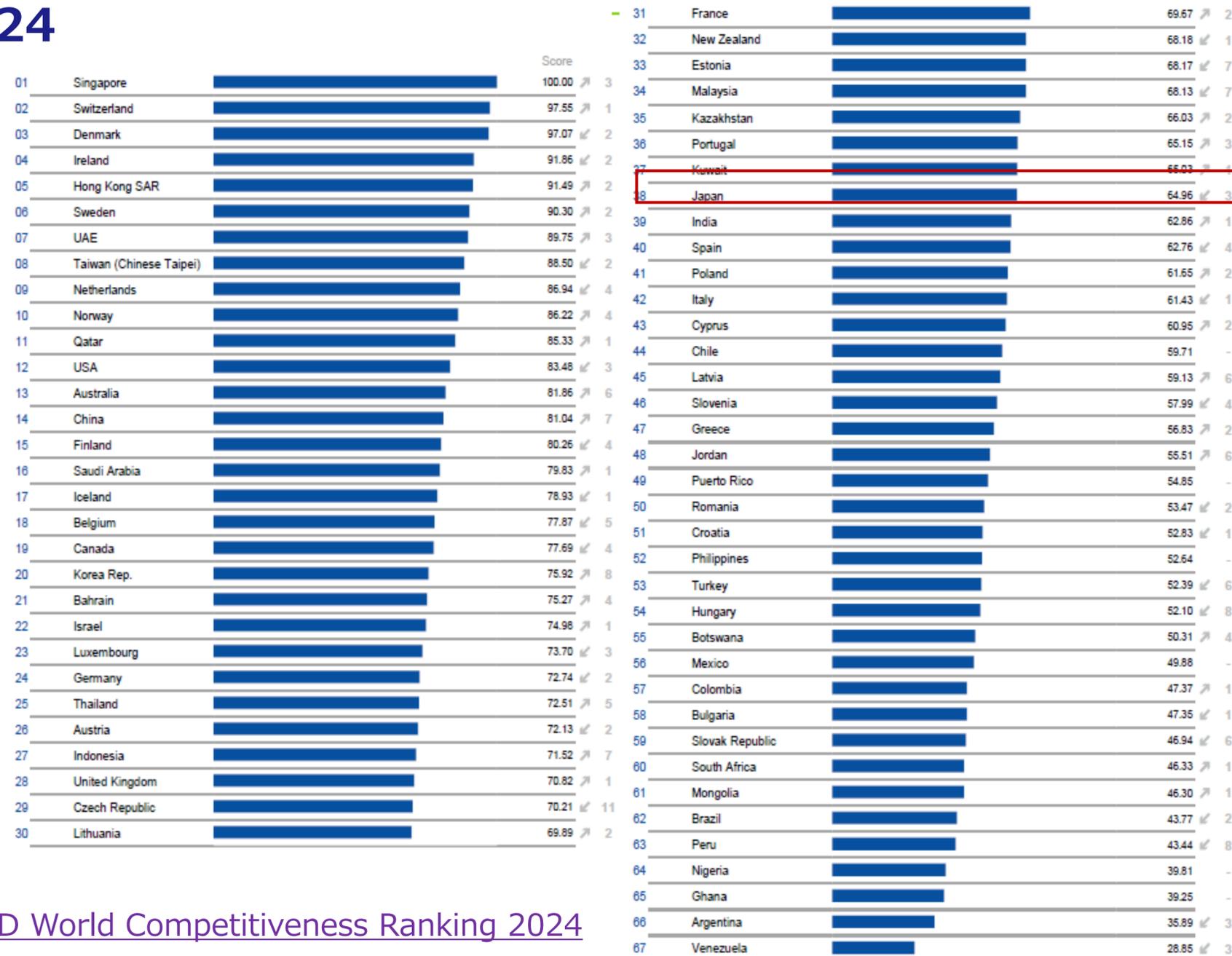
10

規制改革関係

規制改革

- デジタル庁の誕生・主導によりDXに向けた取組が大きく加速した一方、昨今ではデジタルの恩恵を否定するかのような政策論議や、DXが中途半端なばかりにかえって煩雑さを見せる手続き等の存在も露わに
- そのような中、我が国の国際競争力の低下には歯止めがかかっておらず、新興国等の後塵をも拝する結果に
- デジタル時代のビジネスを阻害しないための規制改革の推進が必要

世界競争力ランキング2024



日本は2023年より
3ランク下がり38位

【出典】 [IMD World Competitiveness Ranking 2024](#)

規制改革提言（デジタル関係抜粋①）

【法人設立・業務運営関係】

●定款認証制度の見直し

- ・ 起業に係るコスト削減のため、
 - ①モデル定款やマイナンバーカードでの本人確認等により定款認証を省略すべき
 - ②定款認証を経る場合においても手続きの迅速化・認証手数料の低減を図るべき

●特定創業支援等事業における市町村作成証明書の電子化

- ・ 産業競争力強化法に基づき市区町村長が発行する「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を電子化し、法務局等にオンラインで提出できるようにすべき

●登記情報内容の扱い等に関する申出の電子化等

- ・ 商業登記・法人登記情報において、
 - ①役員の氏名への旧氏の併記の申出をオンラインで行えるようにすべき
 - ②代表取締役等の住所非表示の申出を登記時以外にも、かつオンラインで行えるようにすべき
 - ③株式会社以外の法人でも、代表者の住所を非表示とできるようにすべき

●GビズIDプライムのオンライン申請手法・対象の拡大

- ・ GビズIDプライムのオンライン申請について、
 - ①申請の際、商業登記電子証明書も利用できるようにすべき
 - ②一般社団法人等についても早期に、同様の仕組みで可能となるようにすべき

●ヴァーチャルオンリー型株主総会での質疑・動議等のルールの制定

- ・ バーチャルオンリー型株主総会における円滑な進行を確保するため、質疑・動議等に関するルールを整備すべき

●給与のデジタル払いに関する規制改革

- ・ 資金移動口座への賃金支払いについて、指定資金移動業者が資金決済法で求められる全額資金保全と、労働基準法施行規則で求められる全額資金保証の二重の保証負担を軽減すべき

規制改革提言（デジタル関係抜粋②）

【オンライン診療等関係】

●オンライン診療所の開設に関するルールの明確化等

- ・ オンライン診療所の開設について、
 - ① オンライン診療のための一定の基準を満たした空間を「医療提供施設」として明確化すべき
 - ② オンライン診療所開設の申請時に必要な「住民の受信機会が不十分であると考えられる理由」の判断基準を明確化すべき
 - ③ 複数の地方公共団体へのオンライン診療所の開設申請をワンストップで行えるようにすべき

●オンライン診療所の連携先医療機関の柔軟化

- ・ 急変時対応のためのオンライン診療所の連携先に関し、
 - ① 地域制約なく全国の医療機関をオンライン診療所の連携先とできるようにすべき
 - ② 地方公共団体や医師会等は、巡回診療と同様にオンライン診療所での診療を全国の医療機関に要請できるようにするとともに、その際、要請元の地方公共団体や医師会等を当該オンライン診療所の連携先とできるようにすべき

●「D to P with N」環境下での調剤業務の規制緩和

- ・ 画像により処方薬や処方内容が正しいと確認できる場合、医師によるリモート環境での指導の下、看護師がPTP包装またはこれに準じる包装の薬剤の調剤を行えるようにすべき

●オンライン診療所での検査キットの提供

- ・ 一般の診療所と同様に、オンライン診療所でも検査キットの提供を可能とすべき

●精神療法等におけるオンラインでの初診に関する規制緩和

- ・ 精神療法等においてオンライン診療による初診で課されている処方上の制約を撤廃すべき

●オンライン診療等のシステム利用料の支払方法の明確化

- ・ 医療機関がオンライン診療や往診等のため利用するシステムについて、その利用料を患者がその運営会社に直接支払うことができることを明確化すべき

●医師雇用時の医師免許証提示等のデジタル化

- ・ 診療所に勤務する医師の届出に際し求められる医師免許証の提出等について、マイナポータルにおける資格確認で代替できるようにすべき

規制改革提言（デジタル関係抜粋③）

【その他】

●国のシステムへの地方公共団体の調達プロセスの統合

- ・地方公共団体が国のシステムを活用する形で物品・サービス等の調達プロセスの「全国単一化」を図るべき

●犯収法に基づく本人確認情報の他サービスでの利用

- ・犯罪収益移転防止法に基づき保存される取引時確認の情報で、同一事業者や同一グループ内の事業者が他のオンラインサービスを提供する際に求められる本人確認を代替できるようにすべき

●暗号資産を活用した資産運用ビジネスの拡大

- ・トークンエコノミーの拡大を通じたWeb3ビジネスの振興を図るため、

①国内で暗号資産の現物ETF取引が可能となるよう特定資産に暗号資産を加えるとともに、海外組成ETFと国内組成ETFの取扱開始を同時とすべき

②一律2倍とされている暗号資産に係るレバレッジの上限について、リスクに柔軟に対応しつつ、暗号資産の種類ごとの設定を可能とすべき

●リーガル領域におけるAIの利活用と各種業法との関係整理等

- ・リーガルテック分野でのイノベーションを促進するため、リーガル領域におけるAIを利用したサービスの開発・提供と各種業法との関係を整理し、ルールを形成すべき

●民事訴訟における弁護士の文書業務のデジタル完結

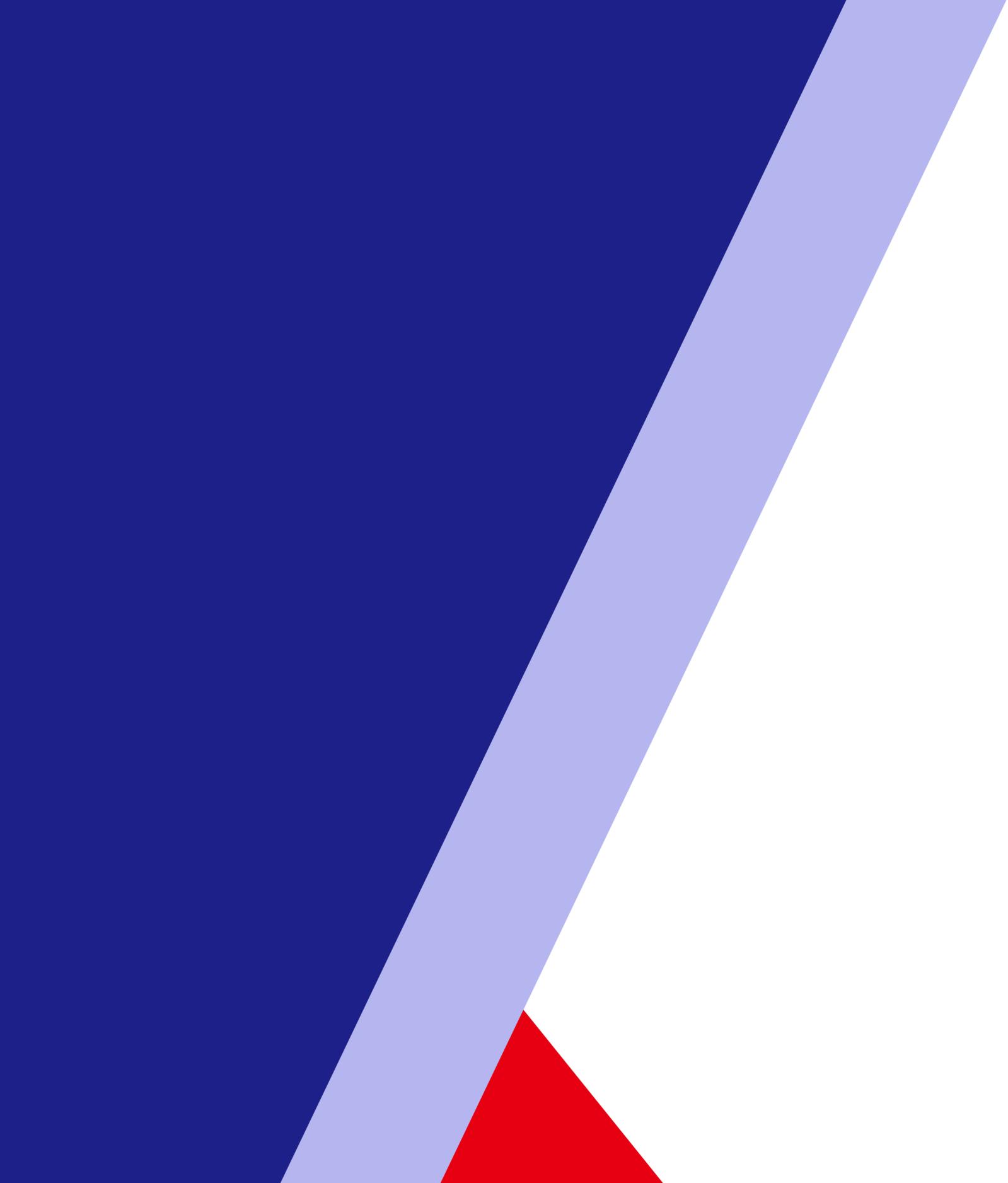
- ・IT化される民事訴訟に関し、

①一方の当事者が電磁的方法により提出した文書を裁判所の指揮・責任により印刷・照合・封入封緘して相手方の当事者に郵送する業務を制度として創設すべき

②裁判所において電磁的記録の形で保存された文書を電磁的方法により閲覧・複写することとした当事者については、別途直送された書面に対する書面での受領書提出義務を免除すべき

③弁護士と依頼者との間で交わされる委任契約書の電磁的方法での作成・契約締結が許されることを明確化すべき

④訴訟代理人の権限の証明方法を書面に限定している民事訴訟規則第23条第項の規定を改正するとともに、依頼者の電子署名付き委任状が訴訟代理権を証明する情報として有効であることを例示して明確化すべき



Appendix



Japan Digital Eco System構想

『Japan Digital Eco System』構想(全体見取り図)

経済のデジタル化(4・23ページ参照)

諸制度のグレートリセットをできるかどうかの国家間競争の時代

最終ゴール	日本国のトランスフォーメーション (デジタル手段を活用して <u>個人と法人の自立と自律</u> を促し、 <u>イノベーションが生み出す付加価値の最大化</u> を実践)
基本思想 <small>(参考)2004年米国の提言『イノベートアメリカ』 (9ページ参照)</small>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>日本社会全体をデジタル視点に基づくイノベーションエコシステム</u>と捉え、<u>生態系機能が最大限発揮</u>できるようにする。・ 上記のため、<u>『壁』</u>(中央政府内/中央政府・地方自治体間/企業内/企業・個人間/業種・業界間/官民間等)<u>の突破</u>
デジタル庁の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 『行政DXシステム整備庁』にとどまっていけない・ <u>民間イノベーション誘発を基本とするデジタル経済拡大の司令塔</u>として、<u>当該エコシステムを支える各種基盤(インフラと法的基盤)等の環境整備</u>・ <u>司令塔機能による上記整備のKPI進捗管理と公表(『デジタル庁ダッシュボード』)</u>

Japan Digital Eco System構想

『Japan Digital Eco System』 構想(主な打ち手①)

具体的打ち手	K P I
<p>インフラ</p> <p>①国・地方の行政システムの完全クラウド対応(脱・三層分離/メインフレーム)</p> <p>②国・地方の公共調達改革(新技術やスタートアップ活用、アジャイル開発対応、A P I開放、PoC実施、国・地方全体のマーケットプレイス形成、脱・単年度予算主義など) (参考)2021年7月14日新経済連盟提言『調達ガバナンスに関する考え方』)</p> <p>③確保する行政サービス水準『デジタル・ナショナル・ミニマム』設定</p> <p>④マイナンバー制度2.0(普及促進とUI/UX改善等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得促進策(取得者には税金引下げ/取得の義務付け・罰則等の検討) ・番号自体の個人情報保護法体系での位置づけの見直し ・カード不要に向けた検討 ・コロナ問題も踏まえたマイナポータル機能の再点検と充実強化 ・事業者用の『ビジネスポータル』的機能の整備拡充 	<p>各種行政手続きのクラウド対応比率</p> <p>新技術活用の先導プロジェクト数/採用スタートアップ企業数</p> <p>デジタル・ナショナル・ミニマムの達成状況</p> <p>マイナンバー制度のサービス水準の定量化</p>
<p>デジタル人材確保</p> <p>①デジタル人材の目標設定含めたデジタル人材育成確保政策の深掘り</p> <p>②移民政策の検討</p> <p>③デジタル教育/オンライン教育の推進 (必要な規制改革の実施)</p> <p>④官民の人材プール整備、官側の発注能力の向上</p>	<p>デジタル人材の人数(諸外国比較含む) (参考)12ページ参照</p> <p>6</p>

Japan Digital Eco System構想

『Japan Digital Eco System』構想(主な打ち手②)

	具体的打ち手	K P I
デジタル 経済/ データ 経済を 支える 法的基盤 整備	① 国と地方の役割分担の再定義	国と地方の事務内容及び事務の数
	② 規制の極小化・『規制自体のDX』のための新法整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民民取引等における『アナログ原則撤廃一括整備法』 (14~15ページ参照) ・ 『DX法制局』によるアナログ規制立案自体の禁止 (16ページ参照) ・ 規制対応コストベースの総量規制及びEBPMの制度化 (17ページ参照) 	アナログな規制・慣行 のために個人と法人が負担せざるを得ない『 取引費用 』を徹底的に 最小化 <small>(参考)自民党提言では、アナログ10原則の徹底的な見直しを提唱</small>
	③ 『 データ流通促進環境整備法 』の整備 (18ページ参照) <ul style="list-style-type: none"> ・ データ経済拡大に関わる横串的な事項を通則法的に整理 <small>(ベースレジストリと個人データの取扱いルール、トラスト制度の整備、原本の取扱いルール、ブロックチェーン等新技术の取扱いルール、データ利用権及び取引市場創設の検討、民民取引のキャッシュレス・デジタル化やトークンエコノミー促進のための環境整備など)</small> 	『 デジタルGDP 』の 指標と目標値 を設定 (19ページ参照) <small>(参考)内閣府調査では、デジタル産業産出額はGDP全体の約7% (2015年)</small>
	④ 『 越境経済対応法 』の整備 (20~21ページ参照) <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化による越境経済下での国内外企業間の競争の土俵を税制面と規制面でそろえる 	各事業法等での域外適用と執行の状況の統一的整理
	⑤ 適正な競争環境確保 のための『 競争政策2.0 』(22~23ページ参照) <ul style="list-style-type: none"> ・ OS、アプリストア等の寡占問題に対して、手数料見直し等の事後的是正措置(独占的状态という独禁法の伝家の宝刀の規定の活用を含む) 	独禁法等の執行状況

